

「デイサービスセンター永生苑新明」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2370500288号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 永 信 会
- (2) 法人所在地 愛知県名古屋市中村区名駅2-39-11
- (3) 電話番号 052-541-3780
- (4) 代表者氏名 理事長 李 大宗
- (5) 設立年月 1998年4月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・2000年2月29日指定
愛知県 2370500288号

※当事業所は単独通所介護デイサービスセンター永生苑新明です。

- (2) 事業所の目的
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター永生苑 新明
- (4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅3-3-10
- (5) 電話番号 052-533-7177

FAX 番号 052-533-7178

(6) 事業所長(管理者)氏名 高野 史織

(7) 当事業所の運営方針* (←*印の項目の具体的な内容は施設の実情に合わせて記載して下さい。以下も同様です。)

(8) 開設年月 1998年4月7日

(9) 利用定員 30人(一般型)

(10) 事業所の概要<重要事項説明書付属文書>

建物の構造

建物の延べ床面積

事業所の周辺環境*

(11) 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

随時1名の生活指導員を配置しています。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。4名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員(兼務)を配置しています。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 名古屋市中村区、西区、中区の区域とする。

※実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 700円

※実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1000円

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土(祝日含む)、(12/30～1/4を除く)
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時25分～16時35分

※年末年始休み：12/31～1/5

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1	1名
2. 生活相談員	1	1名

3. 介護職員	5	5 名
4. 看護職員	1	1 名
5. 機能訓練指導員	1	1 名
6. 介護支援専門員		名
7. 栄養士		名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆原則として職員 1 名あたり利用者 4 名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間： 9：00～17：00 ☆原則として 1 名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	月～土曜日 13：00～15：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事(介護保険の給付の対象外)：当苑では食事費として **800 円**を頂いております。

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）： 12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
※ご利用者やご家族の負担を増やさないため、機能訓練加算は取っていません。

⑤送迎サービス（AM 8:30～9:25／PM16:35～17:30）

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。又、自ら徒歩での通所を希望される場合、その徒歩中の事故等について施設側は責任を負いません。
・自然災害(台風、大雨、地震、大雪など)により、通常より早い時間で帰宅させた場合、通常料金を徴収させていただきます。

＜サービス利用料金(1回あたり)＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

ご利用 料金	1ヶ月あたり		1日あたり				
	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
法的 自己 負担金	2,121 円	4,271 円	820 円	958 円	1,101 円	1,245 円	1,390 円
食 費	800 円 ×利用 回数	800 円 ×利用 回数	800 円	800 円	800 円	800 円	800 円
負担金 合 計	2,121 円 +食事	4,271 円 +食事	1,620 円	1,758 円	1,901 円	2,045 円	2,190 円

（※ 利用料金については、送迎、入浴、食事、介護報酬改定により変更されます。）

（※介護職員処遇改善加算は含まれておりません。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食事費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：当苑では、一日(一回)利用時、800円をいただいております。

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：当苑では、一切いただいております。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき： 当苑では、一切いただいております。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：持参してください。（当苑のオムツを使った場合は、次回の利用日に使った分を返していただくことにしています。）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う **2 か月前**までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月毎に計算します。

（月末締めで、翌月の第1週あるいは第2週に請求書をお渡ししますので、その後お支払いください。）現金又は引き落としどちらか選べます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の自宅に伺ったとき体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	2,000 円

（請求書とは別途に一回に 2,000 円を請求いたします。）

※休む場合は前日の営業時間までに連絡下さいますようお願いいたします。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

※お早めに、職員、電話又は連絡帳でお知らせください。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕： 所 長（高野 史織）

- 受付時間 毎週月曜日～土曜日

08：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

苦情申立の窓口について

<第三者委員>

福祉サービス苦情相談センター

名古屋市北区清水区四丁目 17 番 1 号

名古屋市総合社会福祉会館 5 階

くじょう なくなる

Tel 910-7976 Fax 910-7977

受付： 午前 9 時～正午

午後 1 時～5 時

※ 土・日・祝・年末年始除く

※第三者委員とは・・・公正・中立な立場で調査、助言を行います。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 11 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○利用中に全ての自分の物は自己管理でお願いいたします。特に金銭又は貴重品(時計、補聴器、指輪、ネックレス、携帯電話等々)に関しては、当施設に預ける物以外の物を盗難、紛失した場合は、一切責任を負いませんのでよろしくお願いいたします。

(2) 喫煙

事業所内の既定スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、事業者の責任(過失)によりご契約者に生じた損害については、事業者は損害賠償保険を通してその損害を賠償いたします。

(※当苑として対応できない事故に関しては、契約会社の損害賠償保険で対応させていただきます。)

ただし、その損害(怪我、事故)の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償が認められない場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉

鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④介護保険給付対象外のサービスを無理に要求した場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

重 要 事 項 説 明 同 意 書

令和 7 年(2025 年) 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 永生苑新明

説明者職名 所 長／生活相談員 : 高野 史織

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所：名古屋市中村区郷前町 2－4 3－4

署名：_____

家族(代理人)住所：_____ 署名：_____

続柄：_____

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。